

諸 般 の 報 告

平成31年3月12日
議 長

1 付議事件の受理について

町長から本定例会付議事件について、「平成30年度江差町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認を求めることについて」ほか35件の提出があった。

2 委員会報告の受理について

付議事件の調査及び審査については、次の委員会より報告を受けた。

(1) 議会運営委員会

- ・本定例会の会期を3月12日(火)から3月14日(木)の3日間とする。
- ・議会運営に関する事務調査(閉会中の継続調査申し出)
- ・次期議会までの議会運営に関すること及び地方自治法第109条第3項に関する事項(閉会中の継続調査申し出)

(2) 総務産業常任委員会

- ・宿泊施設誘致に関する陳情
- ・拠点地区整備と都市計画マスタープランに関する事務調査
- ・所管する事項及び地方自治法第109条第2項に関する事項(閉会中の継続調査申し出)

(3) 社会文教常任委員会

- ・子育て支援に関する事務調査(閉会中の継続調査申し出)
- ・所管する事項及び地方自治法第109条第2項に関する事項(閉会中の継続調査申し出)

(4) 議会広報特別委員会

- ・議会広報発行に関する事項(閉会中の継続調査申し出)

3 一般質問通告書の受理について

- ・室井議員ほか7名から一般質問通告書の提出があった。

4 例月出納検査結果報告等の受理について

- ・監査委員より、平成30年11月分から平成31年1月分の例月出納検査結果について報告があった。

5 江差町教育委員会からの報告書の受理について

- ・江差町教育委員会より、平成29年度分に係る事務の管理・執行状況の点検・評価結果について報告があった。

(裏面へ)

6 陳情書の提出について

- 陳情書の提出があったので別添のとおり配布する。
 - 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

7 諸会議等への出席について

- 12/12 第4回定例会
 - 1/4 江差町消防出初式
 - 1/7 江差町新年交礼会
 - 1/10 連合檜山地協・江差地区連合同新年会
 - 1/13 江差町成人式
 - 1/18 檜山議長会
 - 1/19 日本遺産認定記念江差追分札幌コンサート
 - 1/24 全員協議会
 - 1/31 奥尻航路見直し提案に対する要請活動
 - 2/1 江差町消防団新年会
 - 2/7 管内議会議員研修会
 - 2/21 全員協議会
 - 2/25 北海道町村議会議長会設立70周年記念式典
 - 3/3 江差三下り会総会
 - 3/8 シニアカレッジ江差学園卒業式・修了式
- ※その他各種会議及び各行事に出席しました。

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で 順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

～豊かな森を次世代へ～



一般財団法人 日本熊森協会
会長 室谷 悠子

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-1
Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4190



私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

<陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれています。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森造り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

<森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

(1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上3分の1の**放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業**に使ってください。(当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です)

(2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。

31.2.12